

議案第96号

小松島市農業委員会の委員及び小松島市農地利用最適化推進委員
の定数に関する条例の制定について

小松島市農業委員会の委員及び小松島市農地利用最適化推進委員の定
数に関する条例を別紙のように制定する。

平成28年12月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市農業委員会の委員及び小松島市農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）に基づき、小松島市農業委員会の委員及び小松島市農地利用最適化推進委員の定数を定めることを目的とする。

(農業委員会委員の定数)

第2条 小松島市農業委員会委員の定数は、19人とする。

(農地利用最適化推進委員の定数)

第3条 小松島市農地利用最適化推進委員の定数は、16人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。